

第2回奈良県・市町村長サミット

令和3年10月19日

【司会】

大変お待たせをいたしました。それでは、ただいまより令和3年度第2回奈良県・市町村長サミットを開会いたします。本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、来場時の検温、座席の間隔の確保、また、会場内の扉を開放しての換気といった対策をとってございます。お集まりの皆様におかれましても、マスクの着用と手指の消毒など、ご協力をお願い申し上げます。本日のサミットは、34の市町村から、市町村長様、また副市町村長様のご出席をいただいております。誠にありがとうございます。それでは開会にあたりまして、荒井知事よりご挨拶申し上げます。

【荒井知事】

ご参加いただきましてありがとうございます。今日のテーマはファシリティマネジメントについて、低利用地をどのように利用するかという知恵を出しましょう。そして、県の資産または市町村の資産について、立地をうまく調整すれば生き返るのではとの願いを込めて、勉強することができたらと思っています。今日は南学先生にご講演いただきますが、皆さんと一緒に学んでいきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【司会】

ありがとうございました。私は本日司会を務めさせていただきます奈良県市町村振興課長の浅見でございます。よろしくお願いたします。それでは初めに配布物の確認をさせていただきますと存じます。お手元には、令和3年度第2回奈良県・市町村長サミット次第、出席者名簿、座席表、そして配付資料一覧という形で、資料の1から資料の5まで一覧でお示しをさせていただきますいております。またこちらの一覧には、申し訳ありません、記載がございませんでしたが、資料1の参考資料の後ろに市町村ごとの個別の未利用資産の調査結果ですとかそういったものがまとまってございます資料をお付けしております。また、資料4の企業版ふるさと納税の推進についての関連資料といたしまして、企業版ふるさと納税のPRパンフレットそれからマッチング会というふうに記載をしてございますチラシをお配りしてございます。皆様お手元にありますでしょうか。もし配付漏れ等ございましたら、挙手いただけましたら、係のものが資料をお持ちさせていただきます。よろしいでしょうか。

本日の会議は、知事のご挨拶にもございましたが、ファシリティマネジメントの推進をテーマに、まず県から説明をさせていただきます。また、県内の取り組み事例といたしまして、広陵町長の山村町長様からご発表をいただきます。さらに、東洋大学客員教授の南学様をお招きしてございまして、ご講演をいただくこととしてございます。その後、県から情報提供をさせていただきますまして、サミットの終了は16時前ごろを予定してございます。

それでは、次第の 2 のファシリティマネジメントの推進について、資料 1 によりまして、奈良県ファシリティマネジメント室長の尾崎よりご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

【尾崎ファシリティマネジメント室長】

今紹介いただきました、総務部のファシリティマネジメント室長の尾崎といいます。よろしくお願いいたします。最初に県でどういう取り組みをしているかということについてご紹介をさせていただきたいと思います。まず 1 ページになりますけれども、高度成長期に県も市町村もそうですけど、整備された施設が多くて老朽化が進行していると。そして耐震化を含めて大規模改修が必要な時期を迎えているという状況になってございます。左側のグラフは県の保有している施設の整備年次とその分量、面積を示した資料になっております。右側は同じような内容ですが、奈良市様のグラフを示させていただいております。いずれも、青の点々で囲っておりますが、このような時期に整備したものが多く、これがだんだん右へスライドして、更新時期、廃止などを検討する時期を迎えてきているということで、ファシリティマネジメントについて検討することが必要だという状況でございます。

次に 2 ページになりますけれども、そういう全国的な認識がございますので、国の方でも、総務省などからも、公共施設のあり方について今後どうするのか、しっかり現状分析した上で将来の計画を立てるようにと言われてきてございますので、県もそうですが、市町村もそうだと思いますけど、平成 28 年頃に、それぞれ公共施設総合管理計画というものをすでに立てられていることと思います。5 年ほど経ちましたので、総務省からもその見直しをしてくださというようなことが言われておりまして、実際にどれぐらいの分量を持っていて、長寿命化してどれぐらいのコスト削減が図れるのかを 5 年経った現在、出してみるようにというような内容のものが求められております。ということでその数量を出すために、県も市町村もそうですけれども、令和 2 年度にそれぞれ持っている施設ごとに、個別の施設計画を策定されていることと思います。これを策定することによって将来の予測が見えるようになってくるというところでございます。

次に各市町村について、それぞれ財政資料に基づいてどのような現状にあるのかを、先ほど浅見課長から個別にそれぞれ団体様ごとに資料を配付させていただいておりますけれども、比べてみるということではないですけれども、並べてみた資料を作成しております。今見ていただいているのが、歳出全体に占めます施設維持管理費ということで、少ない団体様から比較的多い団体様まで順に並べさせていただいております。ただし、これは低い方が必ずしもいいかということ、そういうわけでもなくて、きちんと維持管理して、将来に向けて計画的にやっているとのも重要ですので、一つの例としてご覧いただければと思います。次に、1 人当たりの施設維持管理費についても同じように、市町村ごとに並べております。大体数万円台ぐらいで、1 万円未満の団体から、人口が少ないところはやはりどうしても多くなる傾向にございま

して5万、6万、7万、8万というようなどころもございます。その次に、住民の方1人当たりの延べ床面積についてそれぞれ算出してみました。先ほどの1人当たりの維持管理費と同様に、やはり東部、南部の人口の少ない市町村がやや多くなっているという状況にあるかと思えます。もう一つ、次のグラフですけれども、有形固定資産減価償却率をそれぞれ出してあります。私が言うまでもないですけれども、減価償却率が100%になったら、その施設は耐用年数を迎えてもう更新なりしないといけないということになります。県内の団体様を並べてみますと、低いところで42.8%から、高いところで76.数パーセントというふうになっております。あと、色をつけて線を引いてありますけれども、赤の方が全国の市と区の平均で59.7%、町村の方は若干全国も高く61%っていうことになっております。全国と比べて、ご自分の団体の状況というのが、この辺りにあるっていうのが見えるようにさせていただいております。次に、先ほどの有形固定資産減価償却率と、あと財政指標の一つですけれども、将来負担比率を組み合わせて、それぞれの団体様を四つの象限に分けてプロットさせていただいております。将来負担比率が高い団体を上へ持ってきておまして、有形固定資産減価償却率が高い団体を右へ持ってきております。ですので、財政状況として将来の負担が多くて、施設が古いという団体が右上へ行くような並び方で並べております。これも同じように、全国の市区や町村の平均をプロット線で引いてありますので、大体四つに大きく分けさせていただいて、どういう状況かを見させていただいたものです。Aに属するようなグループは、将来負担比率、将来の起債の返還額が多くて、施設も古いということですので、財政の健全化を図りながら、今、老朽化している施設の対策を考えていかないといけないというような傾向にあるのが、Aのグループに入っている団体様かなと思います。Bについては、将来の負担すべき借金額が多いけれども、施設は比較的新しいと。施設の建て替えなどを積極的に行ってこられたところがBに入るのかなと思います。続いてCについては、将来負担すべき借金額が少ない、かつ施設も比較的新しいと。財政も比較的よくて、更新すべき施設もまだそう古くなってきていないということで、比較的良い状況にあるところかなと思います。最後にDですけれども、将来負担の借金額は少ないけれども施設も古いということなので、比較的体力があるのかもしれないので、今後、更新なり、建て替えを考えていくのがふさわしい団体かなと。あくまで一つの指標で並べたものですが、こういうものを作ってみました。財政指標から現状を見てきましたけれども、次に個別の施設ごとのデータをご紹介させていただきたいと思えます。文化施設、いろいろ各団体お持ちだと思いますが、そのうちのいわゆる大ホールみたいなものの集会室とか、学習室とかではなくて、文化施設の中の大ホールの稼働率を、団体様の施設ごとに並べたものです。低いところだと10%も利用されてないところもございまして、高いところだと7割ぐらい利用されているという状況で、これを単純に平均しますと37.9%ということで、平均して3割ぐらしかこういったホールは使われてないという状況になってございます。このように個別の文化ホールについて、財政指標やデータを見てきましたけれども、現状はこのようになっています。

るところが現実のところでございます。これを改善していくにはどうしていくべきなのかというところを考えないと、ファシリティマネジメントという立場で考えないといけないということですが、9 ページの下半分の方に少し、対策の可能性として書かせていただいておりますが、既存施設の維持管理の効率化、あと自分のところだけでは限界がございますので、近隣の団体同士で連携して、共同利用や共同管理をしたり、あと施設の維持管理を包括して管理委託したりということが考えられるのではないかと。あと2番目としましては、既存施設の削減、集約、複合化、広域化、3番目としましては、デジタルトランスフォーメーションも進んでおりますので、必ずしもハコモノを持つ必要がないのではないかとということで施設の面積を縮小することができないか。あとPFIというのがございますけれども、民間を活用して整備することもできないかといったことが言われております。最初に広域連携についてですけれども、上半分には広域連携で近隣の団体様同士で検討してはどうですかというようなことを意図しているだけですが、具体には、後程、山村町長様からもご紹介があると思いますけれども、平成30年度からは記載させていただいております大和高田市様はじめ、こうした団体で広域連携の検討会を立ち上げられて、先ほどもありましたけれども、文化施設ですとか、或いは体育館の共同利用に向けた検討をすでに始められておられます。また、天理市様はじめ、大和まほろば広域定住自立圏の枠組みを使いまして、同じように検討を始めておられるところです。県としましても、技術的な支援として、そういった場に参加したりして、また講師の派遣をあっせんしたり、そういった助言なりをさせていただいているところです。次のページになりますけれども、どの施設を対象とするのか。そもそも施設自体、廃止や集約、複合化することを検討すべきかなど、どの施設から手をつけたらいいのかというのも、なかなか現場では難しいところもあると思います。その一つの例としてなんですけれども、こういった指標をひろってグラフを作ってみました。稼働率、すなわち利用ニーズと老朽化度を組み合わせて、先ほどと同様ですが、四つに分類しております。それぞれ左に、各団体様の施設名称と番号というのがございまして、例えば、なら100年会館は1の1ということで、グラフの右の方に、細かいですけれども、1-1をプロットさせていただいております。グラフの右上になりますと、利用ニーズは高いけれども老朽化しているということで、建て替えを検討する時期にきている施設ではないかということです。右下は、利用ニーズが高く、比較的新しい施設ということで、しばらく維持していくと良い施設ではないかと。左上は、古くて利用ニーズも低いということなので、施設のあり方を考えないといけないところ、左下は、利用ニーズが低いですが、老朽化はあまりしていないので、あまり使われてないと。新しい施設ということで、何か別の用途に転用したほうがいいのではないかと、一般的に考えますとそのようなことが言えるのではないかとということです。次に包括管理委託についての資料となっております。それぞれ市町村様でも県でもそうですけど、各建物に維持管理、清掃とかですね、その施設のメンテナンスとかの契約を、別々の契約としてされていることが多いかと思うのですが、

それを例えば市町村内で全部まとめるとか、市町村で二つぐらいに区切るのかもしれませんが、包括的に一つの業者様にお任せするということによって、コスト面でいろいろメリットがあったりして、全国的にもそういう取り組みをされている市町村もございます。県内でも、令和 2 年度から大和高田市様と葛城市様、広陵町様で、包括管理委託についての検討を始められているところです。

次に、施設のあり方を検討してきて、最終的に廃止して、跡地として売却するというケースも当然ございます。そういった場合に、県有地もそうですけれども、県で、各市町村で保有されている未利用施設のデータ等の情報をいただいております。それは位置情報も含めていただいておりますので、地図にプロットすることもさせていただいております。14 ページの左が、各市町村様の管財なり、ファシリティの担当部局から紹介させていただいて、集約した、各資産の数です。全市町村で 368 ということになってございます。で、①については活用の可能性も高く検討しているものというので 48、②が活用の予定がなくて、売却に向けた検討や手続きを行っているもので 118、③が活用の予定もなくて、処分も困難だというような一番困難な状況のもので 178、あと④は条件が整理できたら、活用なり売却が可能というもので 24 と、こういった状況になってございます。それぞれお手元に各団体様の資料をお配りしておりますけれども、この右下は細かいですが、奈良市様の例ですけれども、どこに県有施設の跡地があって、どこに奈良市様の市有施設の跡地があるという情報を県のシステムでプロットして地図上に落とすことができます。あと、このシステムについては、各市町村でも使えるようになってございまして、ちょっと今年はフォローまでできていないですけれども、去年は、各市町村のファシリティマネジメントの担当者の方に集まっていたいただいて、操作の研修会といったこともさせていただいておりました。使ってみると、いろいろ使い方が出てくるシステムですけれども、中々そこまで使われてないところが我々の啓発不足もあるのですけれども、いろいろご利用いただけたらと思っております。次に、今の各団体さんの利用資産について、先ほどもちょっと触れましたけども、③で活用してなくて処分が困難というものが非常に多くて 81% を占めているという状況です。右の方については、都市計画区域でどういうところにあるかというところで、調整区域にあるものが多いと。やはり県でもそうですけど、学校の跡地とか、県営住宅の跡地とか調整区域にあるものが多いので、処分も大変だという状況が言えると思います。そうした中で公有地の活用・売却ということで、調整区域が多いという話をさせていただきましたけども、そこで①に書かせていただいておりますけれど、調整区域であると、建物を壊してしまうと本当に処分がしづらいという状況になってしまいます。既存の建物つきで売却したら、また、既存の建築物の再活用ということで、使い方の可能性が広がるので、そういったところにもご留意していただけたらなと思っております。②としましては、県で以前にあった例ですけども、遊水地や調整池として整備して活用するという例もあるかなと思います。調整池とか遊水地の話ですけれども、7 月に県土マネジメント部の河川整備課が開催した大和川流域総合

治水対策協議会の資料を引用させていただいておりますけれども、今回法改正もされて、予算措置もされているということで、特定河川の指定を受ければ、今まで国の補助が3分の1だったのが2分の1になる非常に有利な状況にございまして、大和川についても、現在、指定はまだと聞いておりますが、指定されれば2分の1になるということで、こういった活用の可能性も出てくるのかなと考えております。次、18ページの1番の方ですけれども、県や市町村の未利用資産のデータを共同して公開すると。県のホームページで県の未利用資産については公開しておりますけれども、市町村の未利用資産については今調整中ですが、県と同じようなフォーマットでデータを提供いただいて、県のホームページと一緒に載せることによって、売却の可能性も高まるのではないかと。さらに民間でも、そういったサイトを持っておられて、不動産業界の方とかは、それぞれの県のホームページを見たりもされるのかもしれませんが、そういった民間の共通のプラットホームをよくご覧になるということで、県の情報も、市町村の情報も、その民間のプラットホームと一緒にして載せないかというようなことも、今、事務レベルで検討させていただいております。ページ下に参考ということで、第1回目開催ということで書かせていただいておりますが、8月30日にそういう民間のプラットフォームをやっておられる講師の方、Web会議でしたけれども、講師として呼びまして、県内の市町村でも17団体、Web会議に参加していただいて、一緒に勉強させていただいたところです。

次ですけれども、今までどちらかと言いますと、県と市町村で連携していろいろ検討してきましたけれども、今年度からはさらに、今日、奈良財務事務所の所長様も来ていただいておりますけれども、国も未利用資産を持っておられて、やはり全国的に先進的な取り組みもされておりますので、国の情報とも連携して、或いは県と市町村の勉強会にも、国の方にも来ていただいて、そういう意見交換会も今後、年内にと考えておりますが、させていただきたいなと思っております。20ページはこれまで県で取り組んできた、実現した例を少しだけ紹介させていただいております。桜井市については、旧の県の桜井総合庁舎を福祉医療拠点のひだまりとして、桜井市様で使っていただいております。後、旧の桜井土木については桜井市の消防署の新庁舎として使っていただいております。大和高田市様についても、旧の県の高田総合庁舎跡地を新しく、もうできましたけれども、大和高田市の新しい市役所の庁舎として使っていただいております。先日に竣工式がございましたが、旧の五條高校の跡地についても、新しく国も入りますし、県の土木事務所等も入りますし、あと五條市の市役所ということで五條の新しい合同庁舎として再活用している例もできてきております。最後のページになります。先ほどの国との連携ということで、たまたまですけれども、以前南京終の方にごさいました運輸省の旧奈良運輸支局がまだ跡地で広い土地が残っております。例えば、この土地を中心に、県有地と奈良市様の土地を、青が県有地で、旧奈良保健所などがございまして、赤で囲っている所が奈良市様の土地で、こういった土地があるということで、国、県、市町村の情報を並べてみることで、また新たにいろいろ活用の検討もできるのではないかとというふうに考えております。県の取り

組みについて簡単に紹介させていただきました。以上です。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。続きまして次第 2 の (2) でございます。広陵町におけるファシリティマネジメントの推進と題しまして、資料 2 により、山村広陵町長よりご発表をいただきます。山村町長よろしくお願いたします。

【山村広陵町長】

広陵町長の山村でございます。この度はこのような機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。本日は、公共施設のファシリティマネジメントにつきまして、当町の取り組みについてご説明を申し上げます。ファシリティマネジメントとは申すまでもなく、行政サービスの向上に努めながらも、できる限り少ない経費で、最適な施設の管理等を行う手法でございます。平成 27 年度に策定いたしました広陵町公共施設等総合管理計画におきましても、施設の総量縮減を目標に掲げております。次のページお願いします。本日お話をさせていただく内容でございます。1 番目に広陵町の現状と、2 番目に広域連携について、3 番目に、その他、ファシリティマネジメントについて、この内容で短い時間ではございますが、ご紹介させていただきます。2 ページをお願いします。まず 1 番目の広陵町の現状等でございます。広陵町の人口と公共施設をマクロ的な視点からご説明をさせていただきます。広陵町の公共施設の特徴としましては、建設時期が大きく三つのグループに分かれていることです。まず、第一グループは、まちの形成期で役場庁舎などになります。次に、第二グループは発展期でございまして、真美ヶ丘ニュータウンの開発に伴います、人口増加の時期でございます。この第二グループでは、国体が開催されたこともあり、各小学校区での体育館の建設も集中しているところがございます。最後に第三グループでございますが、町の発展の下支えとなる成熟期で、図書館や社会福祉施設等の建設となっております。以上の背景から、第一、第二グループの人口増加期に建設いたしました施設について、長寿命化改修等を実施していないこともあり、老朽化が著しい状況となっております。この課題解決のために、当町ではファシリティマネジメントを積極的に推進しているものでございます。次に、公共施設の特徴をミクロ的視点からご説明させていただきます。学校教育系施設が当町の公共施設全体の約 4 割を占めております。それらに加えて、図書館などの社会教育系施設や、保育園、幼稚園などの子育て支援系施設を含めると、施設全体の約 5 割となります。さらにこれらの施設に、地方公民館、地域の公民館である町民文化系施設を加えますと、施設全体の約 7 割となりまして、教育、生涯学習関係施設が施設の大半を占めている状況でございます。このような特徴のもと、さきに述べさせていただきました通り、平成 28 年 3 月に広陵町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。公共施設の長寿命化と施設総量の縮減によるコストの低減を目標に掲げ、以後 40 年間における施設縮減の目標を 20% とし、縮減対象施設も記載をさせていただいたところでございます。縮減対象施設につきましては、各小学校区で、地域の体育館を四つ保有しておりますが、公共施設評

価を行った際の調査では、施設の稼働率は約 3 割程度と、高いとは言えない状況でしたが、あわせて更新費用がかかることもございまして、耐用年数到来後には、用途廃止する方針とし、用途廃止後は、当町以外の民間施設や近隣自治体施設の利活用の検討が必要ではないかと考えております。当町の体育館につきましては、他の団体での利活用を踏まえまして、これからご紹介いたします、広域連携に繋がっていくものでございまして、エリアマネジメントによる広域の観点から、近隣自治体と共同利用できる状況となりましたら、当町の体育館につきましても、新たな存在意義が出てくる可能性もあると考えております。施設の方向性につきましては、今後、総合的に検討していく予定でございまして、このような現状等を踏まえまして、二つ目の広域連携について、でございます。きっかけは、県が市町村のファシリティマネジメントを積極的にご支援いただけるとの方針のもと、県主導で、県内市町村向けに、ワーキンググループを開催していただいたことによるものでございまして、県、市町村の枠を超えて、公共施設の共同管理、共同運営の研究を行う中で、平成 28 年度は文化ホール、平成 29 年度は、体育館の研究について参加させていただきました。研究の結果、文化ホールや体育館は、更新費用が過大となることなどが課題であり、今後、住民ニーズを満足させる再整備が、困難であることが判明いたしました。分析の結果といたしましては、単独の市町村で施設の管理運営を行うのではなく、広域連携を推進することで多様な住民サービスに繋がるということでございます。次に広域連携の具体的な検討、実施の流れでございます。まず当町の生活圏や町独自で実施しておりました。施設利用者アンケートから移動可能距離や、交通状況、生活状況なども考慮し、圏域での考えを踏まえながら、近隣市町に参加の呼びかけを行いました。資料の左の図では、当町が中心となっておりますが、共同利用は、当町以外の近隣自治体間での共同利用の可能性もございまして、そういったことも踏まえ、近隣市町に、県のご支援もいただきながら働きかけを行い、外部講師によりまして勉強会を実施し、県が主導するワーキンググループ内で、広域連携担当者ワーキンググループを立ち上げました。その結果といたしまして、令和元年度に、担当課長等が中心となる公共施設に関する中和・西和広域連携検討会を設置いたしました。県にはオブザーバーとして参加いただくこととなり、引き続きご支援をいただいているところでございます。共同利用の参加自治体は、資料右の黄色の市町でございまして、大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町でございます。県主導のワーキンググループにて研究しておりました体育館とホールについての共同利用を検討することとなりましたが、各市町の施設再配置の方針もある中で、すべての施設を共同利用していくのかは、今後決定していく予定としております。また圏域の 3 市 4 町では、人口規模が約 27 万 5520 人となり、共同利用を検討している施設といたしまして、体育館が 18 施設、ホールが 12 施設でございます。一方で、人口が同規模の自治体で見ますと、例えば大阪府の茨木市でございまして、人口が約 28 万人に対しまして、体育館 5 施設、ホール 2 施設でございます。同じく大阪府の八尾市では、人口が約 26 万 9000 人に対しまして、体育館 2 施設、ホール 1 施設となっております。3 市

4 町の施設数は、人口同規模の自治体と比較いたしますと、多いとも判断でき、住民サービスを維持しながら、今後の施設の再配置方針の検討のきっかけとなる可能性もございます。一方で、3市4町は、それぞれがコンパクトなまちで、機動性があり、各市町において、文化ホールや体育施設などを所有しております。近くに身近な公共施設があるということで、これは地域の強みでもございます。広域の検討を進めるため、定期的な検討会を開催させていただいておりますが、当初の検討段階では、施策立案を行うための調査等を実施するための予算の課題がございます。奈良県からご提案いただきまして、協議の上で申請いたしました総務省の補助金を活用することで、事業を進めていくことが可能となりました。また、前橋工科大学の堤先生にアドバイザーとなっていただき、関係職員の知識の習得、ワークショップによる意見交換などにより、広域連携の課題共有、アンケート調査の実施により、各公共施設利用者の実態把握と分析ができた旨の報告を受けております。検討会で、分析した結果といたしまして2点ご紹介させていただきます。まず1点目です。耐震性があるかや利用率はどうかなどを分析した施設評価とハザードマップ、人口推移などを分析した地域評価を整理いたしました。このことからこれまで、各市町で収集する情報が異なっていたり、施設情報の書式が異なっていたりしたものを、システムを用いて、統一的、客観的な施設情報の収集、共有することによりまして、施設の状況、実態把握から自治体間の比較が可能となりました。また共同利用に向けた整理といたしまして、予約システムの共同化等の必要性も改めて認識したものでございます。2点目でございますが、アンケート調査の分析でございます。施設の利用者にアンケート調査を実施したところ、約3分の1の方が、体育施設、文化施設で、それぞれ同じ目的で、民間施設を利用しています。これにつきましては民間施設の利用者が一定数いるということで、体育施設、文化施設とも利用をさらに推進できる可能性があるということでございます。さらに約3分の1の方が住んでいる自治体以外の施設を利用していることも判明いたしました。これによりまして、利用者は、公共施設の広域利用のニーズがあり、改めて共同利用の可能性が明確になったものでございます。広域の共同利用について、メリットを整理いたしますと、住民メリットといたしましては、使用する施設規模や用途に応じた利用が可能となりますし、例えば、住んでいる場所によりましては、近接自治体の体育館などを利用できるメリットがございます。自治体のメリットといたしましては、自治体によっては稼働率が高く、施設の予約が取りにくい施設もある中で、低稼働率の施設へ誘導することで、施設利用者の不満解消となることや、利用料収入の増加と他自治体施設を利用することによる柔軟な施設の再配置による課題解決が期待できます。さらにこの広域連携の取り組み自体が、自治体間の連携強化に繋がるメリットがございます。このような事業の実績を、令和3年8月に、参加自治体の首長の皆様に成果報告会を行うことで情報の共有をさせていただいたところでございます。令和3年度の事業につきましては、参加自治体での協定締結を目指しており、共同利用に向けた本格的な協議を行って参りたいと考えております。最後にその他、ファシリティマネジメントについて、ござい

す。ご紹介させていただきますのは公共施設の利活用について、でございます。ご紹介させていただく事例は、本町の認定こども園の立地に伴いまして、不要となりました幼稚園跡地の売却についてでございます。今回の事例は、単に住宅用地としての売却ではなく、ファシリティマネジメントの一環で、周辺の魅力が向上することを期待して売却を行いました。売却につきましてのポイント三つご紹介させていただきます。一つ目は、町内に唯一存在する近鉄箸尾駅に近接しており、市街化区域内にあることから、ポテンシャルがあると判断し、民間提案を生かした土地活用の検討を行うこと。二つ目は、第一種住居地域ではございますが、周辺には酒造会社や、県内でも規模の大きい製造会社、金融機関が集積していることから、住宅ではなく、企業、事業所の立地の可能性があること。三つ目は、これまで活用していた幼稚園は地域住民が憩える公共福祉的な空間であることから、地域の魅力や価値の向上など、地域への貢献を売却条件とすることといたしました。この三つのポイントを踏まえ、民間事業者へのサウンディング型市場調査を行ったところ、売却の可能性がございましたので、公募型プロポーザルにより事業者を決定いたしました。結果といたしましては、地元の事業者でございます、長龍酒造株式会社様に、公有地跡地一帯を売却することとなりました。長龍酒造株式会社様には、地域の魅力や価値の向上のための柔軟な提案を頂戴いたしました。広陵町初のクラフトビール醸造事業の立ち上げや地域住民とのコミュニティスペースの創造、地場産業と地域が連携するモデル事業、町外、県外、国外からの観光客の集客を提案いただいたところでございます。町の資源とともに、付加価値を創造していく事業モデルの構築と挑戦ということでございました。これは公民連携によるファシリティマネジメントの実現が図られていることと認識しております。最後に、新たな地場製品の創出ということでございます。長龍酒造株式会社様が公有地跡地を活用して販売を検討してございます、クラフトビールを令和3年7月17日に先行で販売を開始されております。公有地売却をきっかけに、地元事業者の新製品開発に貢献でき、町にとりましても、ふるさと納税に掲載いただき、新たな地場製品の創出ができたという成果でございます。今回ご紹介させていただきました事例は、冒頭の通り、単に財政面の課題解決に直結する縮減・除却だけではなく、公共施設の活用の可能性についてご紹介させていただいたものでございます。活用の可能性につきましては、広陵町単独の事業構築ということではなく、広域連携では県や参加市町との連携が必須でございますし、公有地跡地の活用では、民間事業者や地域の方の力をいただいた結果でございます。このような活用の可能性を検討、実施、実践していくことが、住民サービスに繋がるものであると考えており、ファシリティマネジメントの本質であると認識しているところでございます。私からの広陵町におけるファシリティマネジメントの推進についての紹介は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

【司会】

山村町長ありがとうございました。それではここで一度質疑応答の時間を取らせていただければと思います。先ほどの県からの説明、そして、ただいま事例発表いただきました広陵町の

事例等につきまして、ご質問等ございましたら、係員がマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いできればと存じます。いかがでしょうか。

もし広陵町さんとご一緒に広域連携と取り組まれている各市町のご感想などでも結構ですし、或いはまだ取り組まれておられない市町村さんからのご質問でもお受けをしたいと思いますがいかがでしょうか。

【山室上北山村長】

長龍酒造様に売却されたということで、ちょっと言えないかもしれませんが、売却価格どのように算出されましたか。無償提供したわけですか。

【山村広陵町長】

売却価格のことをお尋ねいただいているということによろしいでしょうか。

もちろん、公有地でございますので、鑑定をとりまして鑑定価格以上で応札をしていただいたということでございます。無償ではございませんので。たまたま長龍酒造さんは幼稚園用地の跡地に隣接している工場でございますので、活用価値が高いと判断していただいたということでございます。またその幼稚園用地に接続する高田川堤防には桜並木がございまして、花見のシーズンに来年4月には、桜の花見ができる広場が完成して、そこでビールも飲めるという状況をつくり出してくれるということになってございます。以上でございます。

【司会】

はい、ありがとうございます。そのほかいかがでございましょうか。

もしよろしければ荒井知事、何かコメントございましたら、県の取り組みでも、先ほどの広陵町長の発表でも結構でございます。

【荒井知事】

公共施設の再利用とか利活用するときに、その立地ですね、その施設の土地をどのようにして立地環境を変えるかというようなことの視点が実はあると思いますが、例えば公共施設は、市街化調整区域にも建てられるということで、ポツンポツンと建っていることが多いように思いますけど、その公共施設を含めて、まちにしようというような地域があれば、それはマスタープランでやるというよりも、地域の方でそのような地域をつくっていくのだという地域の意思をマスタープラン化しようということを県では考えております。そのような条例をつくって、国の方へそういうやり方を認めてもらおうという運動をしております。そういたしますと、今までに市街化調整区域に老健施設とか学校とかをポツポツと造っていたのを、今度は施設が建っていない土地で、例えば、農地とか森林とかがあるところのうち、まちにする所とそれ以外の所とを地域で考えるというと、また違う線引きができるような気がしますけれども、その違う線引きと施設を上手くマッチングできたらということも考えています。なかなかそううまくいかないかもしれませんが。これから高齢者が増えて、或いは若者がどこで勉強してどう育つのかっていうと、そのような区域について、どこをまちにするかというようなことを併せて考

えなければいけないのかなと思っております。公共施設は、移転、建て替えをすると、大変効率的になります。移転、建て替えのときに、集約して複合化しようというようなことがあります。それは集約して複合的にしようと。五條の市役所と県の出先機関を同じ建物にしたっていうのは、その一つです。あそこは学校の跡地ですけれども、市街化区域になっているようなところですが、公益施設であったら市街化調整区域でも建てられますけれども、民間の施設は建てられないということで、県の施設や市町村の施設と民間施設の複合的な施設があると、民間の施設とは商業施設と住宅というようなイメージですけれども、そのようなまとまりをつくると、まちになると。新しい市街化調整区域、特にねらっているのは駅前ですね。田舎の駅は何もないところがありますけれども、駅前でも調整区域になっているところがありますので、そこに駅があると、近隣から人が電車で1時間に一本でもあり通えと、駅ワークができるというようなことがありますので、それがなければバスの便を使って、まちをかためてつくりたい、大阪に通うよりも、まちで住もうという人が増えてきている時代ですので、バスで駅まで遠くてもまとまったまちを文化施設、体育施設、商業施設、住まい、公共施設というようにかためてつくりたいという新しいまちづくりに、既存の公共施設を上手く活用するというふうにできたらいいなと思います。そういうようなまちづくりとして県が具体的にこの場所はどうかということは検討しておりませんが、大和平野中央の農地を利用して新しいまちをつくりたいというようなことを検討しております。いろんなまちでも、市町村主導のマスタープランを検討してということで、国のOBの方にも勉強会でそのような発想の条例ができないかといった応援をいただいておりますので、そのような具体的な案が出てくれば、それを基に条例化するということも考えておりますので、土地と建物の両方を再利用するというようなこともまた考えていただけたらと思います。以上です。

【司会】

荒井知事ありがとうございます。その他、皆様よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは一度ここで休憩をとらせていただければと存じます。14時50分から再開といたしたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

(休憩)

【司会】

それでは再開をさせていただきます。続きまして、次第2の(3)の資料3を用いまして、東洋大学客員教授の南学様よりご講演をいただきます。南様のご経歴について簡単にご紹介をさせていただきます。南先生は東京大学教育学部を卒業後、横浜市役所にご就職をされ、UCLAカリフォルニア大学の大学院にご留学をされました。帰国後、横浜市立大学事務局、横浜市長室等にご勤務されました後、静岡文化芸術大学助教授、横浜市立大学教授、神奈川大学特任教授を経まして、現在、東洋大学客員教授をされておられます。我が国の自治体経営や公共施設マネジメントを専門に研究をされておられまして、公共施設マネジメントに関するご著書

も多数、出版されてございます。本日は、財政問題としての公共施設マネジメント、キーワードは時限爆弾、縮充、因数分解と題しまして、今後の公共施設マネジメントを進めていくにあたって必要となる知見等につきましてお話をいただきます。それでは南先生よろしくお話をいたします。

【南教授】

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました南でございます。紹介の中にあつたように、もともと横浜市役所の職員でございました。1977年に大学卒業と同時に入ったものですから、もうリタイアの年を迎えておりますが、途中で思うところがありまして、全国のいろんな事例をもう少し勉強しようと、それから実践の方が好きだったものですから、調査研究はもちろんのことですけれども、実践の様々なお手伝いをしておりまして、現在、先ほどお話をいただきました広陵町にもお邪魔をして、様々な取り組みで一緒させていただいているというところがございます。今日の題名ですけれども、財政問題としてということで書かせていただきました。これは何かというと、題名でもありますようにファシリティマネジメント、ファシリティというのは施設のことで、ハードウェアの方にどうも関心が移るような気配がありました。ただ、もともとの出発点は、県のファシリティマネジメント室からの最初の報告にありまして、昭和三十九年、昭和四十一年ぐらいにつくった建物が一斉に老朽化していて、五十年たった施設を建てかえるということを仮に同じ面積でやろうとすると、全くお金が足りないのが分かったというところから出発しております。なので、施設の面積を減らせばいいということで、公共施設等総合管理計画を平成二十八年までには99.9%、ほとんどの自治体で作成されましたが、その中の六、七割は基本的に広陵町もそうでしたけれども、四十一年で20%とか三十年で20%というような形で、施設の縮減割合を示す計画が非常に多いし、もちろんこれはこれで非常に正しいことですが、ただ、いつの時点で減らすのか、四十一年で20%減ったのでは、実は財政破綻してしまうのです。やはり、財政状況に応じて早めに取り組む、統廃合していく、面積縮減を図っていくというところできちんと取り組んでいかないと、二十年先に20%かなと言って今のんびりしていると財政破綻に結びつくというふうなところで、もう一回今日は財政問題だということで少しお話をさせていただければというふうに思っております。その中でキーワードとして、お聞きになったことがないような言葉だと思いますけど、まず時限爆弾、ちょっと物騒な話でございます。それと縮充、因数分解。時限爆弾と因数分解は聞いたことがあるかもしれません。因数分解というのは中学校の数学で、方程式を解く時にいろいろ分解をしたっていうのは記憶にありますけれども、施設の利用実態を徹底的に分析することです。時限爆弾というのは、人の命を奪うことがあるということでございまして、これに対してどういうふうなことを対応していくのかというのが一番最優先の課題だろうというところがございます。縮充というのは、拡充の反対語が縮小なので、どうしても大きくなるものに対して小さくなるのは、沈んでしまう暗いイメージがありますので、これは横浜市役所にいた頃、二十年ほど前に、これから拡充の

時代が終わるけど縮小の時代というのはちょっと言い過ぎだな、でも、小さくなりつつも充実するということでむしろ、質が上がっていくという意味で「縮充」という造語をつくってみました。今 20 年経ってですね、ちょうど公共施設にはこの縮充という言葉は使えるかなと考えております。それからこの半年ほどですけれども、因数分解というキーワードも考えました。これも後でご説明させていただきますけれども、例えば公民館とか図書館であっても様々な用途に使われている、或いは、特定の方だけが使っているというようなことがありまして、何となく皆さんでは分かっていたのですが、それを実証的にきちんと分析をすると、今までの施設の概念が崩れていくということがわかったので、この因数分解ということ 키워ワードにさせていただきます。ということで早速ですがスライドに入らせていただきます。

まず、お金の問題ですけれども、実はお金の問題だと言っても、平成 21 年度ぐらいから公共施設マネジメント白書というのを神奈川県藤沢市、それから千葉県の習志野市の二つの市がつくりまして、老朽化した施設がとんでもない財政破綻を招くのではないかとということが言われて、公共施設マネジメントが大きな課題としてフレームアップした、つまり 10 年前に起こったことです。その時には、普通建設事業費に注目が集まったというところなんです。つまり、建てかえる分というのは建設費ですね。ところが、よくよく考えてみると、建物というのはつくった以後は必ず維持管理費がかかります。当たり前のことですが、実は役所の中で非常に難しいのは、普通建設費、つまり建設をする投資経費と、維持をする経常経費が、別計上されてしまうのです。ですから、皆さん方は首長様として日々いろんなことで取り組んでらっしゃいますが、今、予算編成期に入っていきと思いますけれども、予算編成期の中では、例えば財政課としては投資的な経費というのは、マイナスとなる、やめる経費があってこそ投資ができるという形で厳重に管理をしていきますが、経常経費というのは対前年度比 5% 減とか 10% 減という形で、かなりアバウトに扱うケースもあります。ただこの維持管理費には人件費もありますし、それから施設の維持管理費もありますし、そんなことでこの維持管理費と人件費で施設にどのように関わっていくのか、それから皆様方は当然ご存知のように、建物というのはライフサイクルコストというのが今注目をされておまして、つまり一つ建物を建てると、50 年間に大体 3 倍から 4 倍、或いは専門的な施設になると 5 倍以上の経費がかかる。このようなことをきちっと算定しないと財政問題には対応できないだろうということで、ここに書いてある投資的な経費を削減しなければならない一方で、維持管理費も削減する。当然、投資的な経費つまり面積が削減すれば維持管理費も減りますが、もっと維持管理費が減るような方策ができないかというようなことで、ファシリティマネジメント室からの報告にあるような包括管理委託というような形で、維持管理費そのものも減らすような方向も考えられるだろうということがあります。この二つの経費を上手くアレンジしていかないと、トータルでの財政問題は中々解決には向かわない。もう一つは、先ほども資産活用のお話がありました。参考資料の中にもいくつか事例が出ておりますけれども、今までは単純に公務員の人件費の方が民間より高いから

民間に委託をする、或いは指定管理にするということで経費が削減できるというような考え方がありましたけれども、今の指定管理は、例えば参考資料の中に載っているように、私も実際に行って調べてみましたけれども、大阪城公園だとか、掛川市の掛川城公園っていうのは、民間に施設の管理運営というよりも、むしろ収益事業というそのものも委ねて、例えば大阪市は、あの大きな大阪城公園、収益は天守閣の収益で年間1億円あったのですけれども、結局、公園の清掃だとか維持管理費で年間数千万円というお金がかかっていましたが、5年ほど前から20年の指定管期間を設定し、指定管理者に建物を建てることを許す、もちろん、公の施設にならないと指定管理になりませんから、つくった建物は全部大阪市の寄付をしてもらうということになりますけれども、民間事業者としては固定資産税を払う必要もなくなりますし、維持管理それから解体撤去費用もなくなるということで、自分たちで収益ができるような施設を合計で70億円も投資して、毎年4億円以上の収益を上げています。そのうちの7%が大阪市の入ってくるので、今大阪市は、施設によって民間事業者から何と年間3億円以上の収入が入ってくるということでありまして。掛川も大体同じような形で、3千数百万かかっていた指定管理料を外郭団体から民間企業に移すことによって、無料になった、無料どころか民間の企業は収益が上がったので、少し寄付をしてくれたというような事例もあるわけでありまして。そんな資産活用というのも、考えられる時代になってきたということがいえると思っております。次に、時限爆弾にどう対応するのか、これはこれからお話をいたしますが、包括委託が一番いい方策だというのも大体見えてきました。さらに、サービスの縮充を行うときには、施設の複合化、多機能化を行うということですが、先ほど申しましたように施設の利用状況を分析してみると、必ずしも図書館と公民館と集会施設というものが必要かどうか、1ヶ所に集約してもいいのではないかというような姿も見えてくるので、このあたりをまた解説をしたいと思っております。こうした時代の流れを、まず、私はこんなグラフで示しています。これは職員研修用に作成しているものですが、私は拡充の時代は縦割りが大正解。つまり、縦割りは批判されますけれども、責任の所在がはっきりしているということときちんとしたその分野での計画を立てるという意味では、私は8割方は縦割りでいいと思っております。拡充の時代には、将来の財源が増えていくということなのでそれぞれの部局の仕事がそれぞれ拡充していくので、何の争いも起こらない、縦割りで十分機能したという時代であります。これが縮充の時代、小さくなるということはどういうことかということ、今ある財源が将来必ず少なくなる。人口減少或いは経済状況によって。となると、今ある縦割りの事業が縮小、そのまま単独で縮小したり、或いは二、三の事業が統合したり、一つの事業の中を多機能化して別のものを組み込んだり、さらには時代の変化によって事業を廃止するものも出てくると。様々な取り組みをしなければならぬし、これは、縦割りで解決できないですね。特にこの統合する、多機能化をするというところでは、縦割りを越えた何らかの横串を刺すマネジメントが必要な時代になる。まさに今がその時代でありまして、原則は縦割りでいいですけれども、残念ながら時代の変化によって、

横串を刺して統廃合を考えるとということが非常に大きな課題になったという時代であります。そうした中で、公共施設マネジメントの課題を私は今、三つに整理をしております。まず第1の課題は、安全の確保です。これから説明しますが、実は自治体の職員が刑事責任を負うという事例が幾つかありますので、そういったことを防ぐ、もちろん地域住民の方々の命を守ることが大事ですけれども、同時に、職員の身分も守るというようなことにも通じます。それから第2の課題は縮充の課題でありまして、限られた財源の中でいかに効率的な施設をコーディネート、考えていくのかという点。それから、維持修繕もできるだけ合理的に行う。第3の課題、これは、実は1年ほど前によく出てきました。何かというと、コロナの問題であります。ポストコロナ禍ということ。まだまだ今はウィズコロナで、注意をしなければいけません、いずれ収束するだろう。ところが、コロナによって何が公共施設に起こったかという、大きな問題が二つあります。

一つは、人を集めるために作ってきたのが公共施設なのに、人が集まることが否定されたということですね。学校をはじめ体育館、或いはホール、それからこういった会議場もそうですけれども、これによって制約を受けるようになると、これがいつ何時パンデミックがまた起こるのか、さらに言うと、そもそも施設が閉まって誰からも文句がこなかった状態が実は公共施設にありますので、そうなる、そもそもいらなかったのかもしれないということですね。大きなパンデミックのおかげで、施設のあり方そのものが問われるというようなことが出てきたということでもあります。もう一つは財政問題です。昨年度、国家予算は100兆円あまりの当初予算に対して、補正予算が数十兆、トータルでいうと、170兆円もの予算。そのうちの当初予算と補正予算を合わせると約90兆円の赤字国債を発行してしまったと。当然今年の当初予算にも赤字国債が組み込まれておりますので、これから、今日公示の日ですけれども、選挙の結果、各党がすべて財政を拡大する方向ですが、ただ財源はやはり赤字国債になるだろう。すると、いつまで赤字国債が続けられるのか、或いは財政効率をどうするのかによって、今はコロナ対策で膨らみますけれども、その後はかなり財政的な制約が大きいだろうというようなところですね。そんなことで、第3の課題というのも十分に考えていかなければならないというふうに考えております。

第1の課題でございます。まず市民の命と財産を傷つけない。それから市役所管理職、ここはもちろん町役場、村役場もありますけれども、公務員を刑事犯罪にしないということでもあります。どういうことかと言いますと、ご承知のように、2012年は中央高速道路の笹子トンネルで天井版が百数十枚同時に落下をいたしまして9名の方が亡くなりました。それから、これはまだ記憶にありますけれども、3年前、大阪の高槻小学校。お近くなので、非常にショックな事件だと思われたと思いますけれども、大阪北部大震災で、6弱ぐらいの震度で高槻市小学校のプールの壁が崩れて、残念ながら小学校4年生の女子がなくなりました。これは明らかに建築基準法違反のブロック塀が壊れたわけでありまして、責任が追及されたのですが、余り

にも時間がたっている、建設されたのが 40 年前だったのでなかなか証拠集めができないということになり、不起訴になってしまいました。けれども、これがもしきちんとした記録が残っていると、責任の所在がわかっていけるので、業務上過失致死罪が適用される可能性もあったということになります。あと、東日本大震災の時で、東京のど真ん中でも、九段会館という 2・26 事件の舞台になったところで天井版が落下をしまして、2 名の方が亡くなった。これは財団の建物ですけど、管理の課長さんが起訴されたというようなことがあります。自治体の中で特に一番大きいのが、埼玉県のふじみ野市で平成 18 年に起こった流れるプールの事故であります。この流れるプールにはポンプがあって、その給水口が非常に危ない。もちろんその水は別のところで噴き出すわけでその水の勢いでグルグルと流れるプールになって子供たちには大人気の施設。この事件が起こった 20 年前に開設をされたのですが、四、五年前から、実はこの給水口の防護柵のボルトが緩んでおりまして、塩素殺菌その他の影響なのでしょう、針金の仮止めの状態が続いていた。このプールは全面的に民間事業者へ委託をしていた。市役所の職員は維持管理の発注をただけです。ところがこの事件が起こったということで埼玉県警が調査に入ったところ、施設所有者、いわゆる事務分掌上の責任者である公園の課長と係長、職員、それから受託業者と再委託を受けたプールの監視を行っていた業者の 5 名が書類送検されて、結果的に検察庁が起訴をしたのは、市役所の課長さんと係長さんの二名でありまして、それぞれ、地裁、高裁で判決が出たのが、課長さんが禁固刑 1 年半、係長さんが禁固刑 1 年であります。執行猶予が 3 年ついたので現実には刑務所にはいきませんでしたけれども、当然のことながら、刑が確定しておりますので、そうした意味では懲戒免職で仕事も収入も失ったということになります。こうした事件があるということを最高裁が高裁の判決を支持したということになりますので、同様の事故が起こった場合には必ず公務員が罰せられる。その理由は何かというのは、所有者責任を明確にしたということでありまして、高等裁判所の判決文の中を見ますと、「その不備を修繕し或いは不備が修繕されない限り本件プールを開設しないという判断をすべきだったのである。そしてその権限と責任を持っていたのは被告人、これは係長さんです、或いは、課長にほかならないという」非常に厳しい判決文が出ております。つまり、施設の所有者は、安全が確保されない施設は開いてはいけないってことなのですね。実はこのプールに限らず、私自身がいろんな自治体で、各施設の包括管理をするいろいろな事例を聞いてみますと、民間のビルメンテ専門の会社がどの自治体でも、わずか 1 週間か 2 週間、3 つ 4 つの施設を見ただけで幾つもの不備を見つけるというのが実態です。外壁のタイルが一つ二つはがれていた、ということは、全体が浮いていますので、風が強いとき或いはちょっとした振動で数十枚が落ち落ちていくという可能性があるだろうというのが指摘されて、その下に通路があったと。それから、エレベーターの箱とエレベーターホールの床との差が 2.5 センチあった。2.5 センチって小さそうですが、これは生涯学習センターでありまして利用者の大半が、60 から 70 代の方々。ということは、足腰が弱くなって 2.5 センチの敷居につまずく、筋力が弱いのでそこでつまず

いて転ぶ可能性がある。転んだら骨折をする可能性が高い。これは業務上過失致死まではいかないでしょうけれども業務上過失傷害になるだろうというような事例が、ちょっとした点検をするだけで散見されるという実態です。おそらく皆様方の様々な公共施設、特に 30 年以上経っているところでは、専門家が見れば必ずいろんなところの不備が見つかるということであり、この不備があったら使用してはならない、ということは施設を閉鎖しなきゃならない。今回、コロナで閉鎖をしたということがありますがけれども、コロナが収まったところで、エレベーターが使えないのだったら、修理ができない以上はエレベーターの使用は中止。或いは通路が壁に面していて壁の修復ができなければ、その通路は通行禁止。というようなことを、もう今すぐやらなければ、利用者の命とけがの危険があるということでもあります。こういったことを防ぐためにどうしたらいいのかということで、これも県のファシリティマネジメント室で説明があったように包括委託を提唱しているわけでもあります。今大体 20 数自治体でこれが実施されています。最初の事例は人口 2 万人の香川県のまんのう町というところでした。実態を見ると、お手元の資料見ていただければと思いますけれども、全部施設の名前が書いてありまして、ここの自治体は 65 の施設がありました。その 65 の施設に対して、大きな施設だと 10 以上の保守点検、小さな施設でも三つ、四つの点検を、毎年同じ業者さんに言われるがままに仕様書を持ってきてもらい、見積書を持ってきてもらい、個別に毎年契約をしたけれども、その内容は技術系職員が 1 人もいないので、わからなかったと。単にやらなければいけないことを毎年繰り返してやっているだけ、安全管理についてどこまでができているのかのチェックもできてない。価格が妥当かもわからない。或いは法的な規制でもってやるべきなのか、或いは過重にやっているかもわからないという状態が続いていた。しかも、この契約のコストは、予算を取り、起案をし、決裁をし、契約をし、契約が終わると今度は実際に点検し、完了届をもらってそれを会計課にまわして振り込みをするという一連の作業の中で、判子の数が数十におよんで、実際に事務に従事する事務する時間が大体 20 時間以上。とすると公務員の人件費で見ると、1 契約当たり実は 10 万円以上の経費がかかっているということもわかりました。まんのう町だけでも 181 件の契約がありましたので、契約の事務に要する人件費だけでも 1800 万。というので、これを一本化すれば、これだけの経費が節約できるだろうというところから始まったのがこの包括委託であります。これによって専門事業者がきちんと見てくれますので、安全管理も安心してお任せができる。それから、仕様書或いは見積書の不備も見つけてくれる。結果的にコストも削減できたというようなことで、こうしたことが上手くいくだろうというようなことが、包括委託のメリットになるわけでもあります。これを実施するには、そうは言ってもちょっと難しいことがあります。市民の命を守る財産を守ると言いながら、包括委託をやるには複数の課の様々な施設のデータを全部集めて予算の一本化を図るだとか、合意形成をしながら、また業者の選定をする。しかも 5 年間ぐらいで債務負担行為を組むなどの面倒な作業があります。なかなか簡単には進まないってということもありまして、こういった状態に対して、

今取り組んでいるのが、保全計画の策定という方式です。これは、公共施設の担当の課だけで、老朽化が進んでいる、例えば 35 年以上経った学校と大型の施設に限定をして、専門の建築士に全部の細かい点検をお願いするという事業であります。これですと大体 1 件当たり 30 万とかそのぐらいのお金でできるのですけれども、これをやると、実際に職員が毎年目視で点検をしていたことに比べて、施設や設備の傷み具合、いつ頃これを改築、或いは取りかえなきゃいけないのかということも非常に綺麗に数字として出てきますので、今後の公共施設に対する維持管理の計画づくりにはものすごく役に立つ。ちょっと差し出がましいようでございますけれども、先ほどお話いただいた広陵町は昨年度これをやりまして、もうちょっと後のスライドにありますけれど、非常に衝撃的な数字が出てきて、取り組みを早くすすめるというようなどころがございます。

とりあえずマネジメント担当の課で、老朽化した主要な施設を委託で点検で出発する方式もありますし、包括委託でできるだけ多くの施設を専門的な事業者保守点検をそのまま委託してしまうというようなこともありまして、この二つの方策があります。結果的にこれをやると、データが集まり、非常に効率的な維持修繕ができるという結果になります。これを実現しているのが、兵庫県の明石市でありまして、こちらの図にあるように明石市は、まず小規模修繕っていうのを、点検に組み込んだということです。小規模修繕というのは現場で確認をする、その実情を見ながら設計をするといったことで、保守点検よりも手間暇がかかります。ということで、営繕部局とマネジメント部局、さらに教育委員会のそうした営繕部門と一緒にしまして、五つの課にまたがっていた業務を一つの課にまとめることによって、業務の効率化が進んで、何と 7 名の人員削減に成功した。7 名の人員削減をしても、事務量は全く増えません。民間に委託をするわけですから。7 名減らした分の 5 名分は民間の専門的な技術系社員に常駐をしてもらう。この 5 人が四六時中、市内の施設を見て回って、維持修繕の必要性だとか点検の不備っていうのを指摘してくれるということで非常に効率的に業務が進むことになりました。特に学校の校長先生や教頭先生が大喜びでして、今までは教育の施設課に行って、いろいろ頼んで、時間がかかったのですが、今は 5 人常駐していますから、すぐに見てくれて、必要なものはすぐその場で対応すると。つまり修繕費も、この明石市の基準で言うと 130 万の随意契約の範囲内で 8 割ほどの経費をもう委託の中に積んでおりますので、役所の手続きなしに必要な、重要な修繕は次々と進めて、後できちんとしたチェックはいたしますけれども、先にお金の枠内で進めてしまうということで、迅速な対応で非常に評判が良くなったということです。

それからさらに、この常駐の事業者は専門家の方なので、小学校の校庭で水はけが悪くて雨が降ると 2 週間ぬかるみ状態が続くと、これに対し、排水をどういうふうにするか、土壌改良と造成を組み合わせると四、五千万かかると見積もられた事業ですけれども、この専門の事業者さんは自らツルハシを持って、径 30 センチの塩ビ管をホームセンターで買ってきて、そこに穴を開けて溝を掘って、石を埋め、その上に塩ビ管を置いて、当時とりあえず、雨の水がその

塩ビ管にたまりじわじわと地中に染み込んでいくというシステムを自前で作ってしまったのです。見てくれはそんなによくはないですけども、運動場については全く支障がないと。これがたったの210万円でできた。最大5000万かかるだろうという事業が210万円で終わった。これにびっくりして、今度は学校のプールのデッキの部分の塗装がはげていたのでここにペンキを塗りましょう、これは子供たちにも呼びかけて、ペンキとはけを買ってきて、子供たちが一生懸命夏休み総出でやってしまって、わずか50万円でできてしまった。これも業者で工事発注すれば、おそらく四、五百万かかっただろうというふうに言われています。そのようなことで、今までの役所の仕事の進め方っていうのに根本的な変化というのもここに出てきたということでありまして。包括委託には効果がありますけれども、もう一つの先ほど言った保全計画でどんなような効果が出てきたのかというところで、この図が実は大変失礼ながら広陵町のデータを使わせていただいております、この保全計画はもうすでに公表されているので、ここで使わせていただいておりますけれども、31の施設について、ある程度老朽化が進んでいるだろうということを、1ヶ月間かけて、専門の建築職の方に1日2件、或いは3件ぐらい、全部点検してもらいまして、その結果を躯体が傷んでいるか、設備がどの程度なのか、どういう状況にあるのか、屋上には草が生えているぞとかいろんなことを点検して、点数化をしていただきました。

その結果、老朽化の度合いが著しく進んでいる施設が上の方に大体五つ六つ固まっていると。その中では庁舎、もう後10年もつかも思われないと思われていたものが、もう5年以内にやらないと危ないかもしれないというような、専門的な知見でこういうデータがまとまってきたわけでありまして。次の表は兵庫県の高砂市で作ったものですけれども、こうした客観的なデータがあると、当座の5年間は、今までの積み残しの修繕に集中しないと人の命に関わる、新しいものはできないということがわかって、この5年間に集中する。この間新しい施設ができないのですが、10年後、ちょうど2030年ぐらいには、多くの自治体に共通しておりますけれども、施設を建て替えなければならない。ところがこれをやるには相当のお金がかかるので、この5年間工事をやらない期間中に、施設の利用状況とか立地状況、将来的な姿というものを全部点検して、統廃合のプランを作ってしまう。庁内の合意形成を進めて、ある程度のプランができたら今度は学校の先生或いは議会、地域住民の方々に説明をして合意形成を図る。これ非常に難しい課題なので軽く、四、五年はかかるだろう。でも、この四、五年の間は新しい施設をつくれな。安全確保のために。だからこの5年間の間に調査検討、財源の検討、関係者の合意形成を図って、それで施設の設計をし、建て直す或いは大規模改修する。ということで、この大きな財政的な負担を3分の1ぐらいに減らすことができるのではないかとというようなところで、兵庫県の高砂市は先導的なプロジェクトを五つぐらい立てまして、この検討に入っているというところでありまして。つまり、この公共施設マネジメントは、縦割りでは解決できません。なので、施設の老朽化の度合い、緊急の度合い、重要性の度合いっていうのを客観的に言

う判断して、優先的にやるべき施設を決めていくという作業が必要になります。それをまとめてみますと、今私たちは、施設に関してもトリアージという言葉を使っています。ご承知のように、病院へ救急車で搬送するときに、風邪を引いた人と骨折した人は骨折した人が優先だということで、その現場で重要性を判断し、医療サービスを的確に進めるというのでトリアージという言葉が使われていますが、まさに公共施設のそんな形です。小規模な 500 m²以下の施設というのは、水道管は直結だし、エアコンも家庭用のエアコンにちょっと毛が生えた程度っていうと変な表現ですけども、修繕、或いは維持にはあまり手間ひまがかからないので、これは計画的な保全というよりも、何か起こった時に対応するというのでとりあえず計画から外してしまおう。放置するという意味ではなくて、何か事が起こった時に対応すればいいだろうということなんです。主に注意を要するのは、小中学校、これは絶対に維持しなければいけませんので、小中学校と例えば 1000 m²か、地域によって 2000 m²かの大型の施設に限って、きちんとした予防保全を図っていく。外壁だとか屋上の防水だとかを優先してやっていく。これがトリアージという発想になります。統計データをとってみますと、小中学校と 1000 m²以上の大型の施設の修繕・維持管理費の総額が、公共施設全般の修繕・維持管理費の 6 割ぐらいを占めてしまいます。つまり、大規模な施設に集中することによって、ここの経費を節約することによってですね、非常に大きな効果を生む。小さな施設を一生懸命維持しても、全体の効果は生まれないということでもあります。つまり、規模と重要性に応じて、施設の取捨選択を迫られているというのが現状だということでもあります。そうしたことで見ますと、財政状況もいろんな課題が皆様方、いっぱいあると思います。観光政策或いは文化政策もあれば、生涯学習もあればいろんなことがありますけれども、役所の一番根幹的な仕事は何だろうというようなこととなりますとまず扶助費が増えることに対してどう対応するか。それから災害対策、これも待ったなし、さらに言うと教育と住宅、これは絶対外せない課題、それからインフラの維持、道路、橋梁、上下水道。この四つだけでももう今財政的にはほとんどいっぱいになってしまう。でもここをどういうふうに、効率的に維持していくのかということをもっと先に考えるとこの公共施設というの、やっぱり教育、住宅、或いは大型の災害対策その他、大型施設に限定をして考えることをやらないと、すべてにわたって検討するととても時間もお金も足りないということになります。そうした意味では中期財政計画でどのぐらいの正確な数字、例えばこのコロナの問題もありますし、大きな差異がありますので、きちんとした数字を出すことはできませんが、今後 5 年間の上下の幅 5%、10%の幅を考えれば大きな枠組みで抑えられるだろう。その中で、公共施設にどのぐらい投資ができるのだというまず大まかな財源を示して、あとは先ほど言ったような保全計画でいろいろ実地調査をして、大型の施設で危ないところから順番に投資的な経費を充てていくという、今までの個別部局ごとの一件査定方式の財政、予算編成に加えて、こうした公共施設の優先度をもとに、予算編成を組んでいくというやり方をやらないと、残念ながらと 5 年ぐらいで、本当にお金がなくなってしまうのです。そういったことで、こ

の優先度をどう考えるのか、そのためのデータをどうそろえるのかというのが今の課題になっているということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。第3の課題です。これは公共施設のマネジメントの中で一番大切なことですが、公共施設は実は使っている人があまりいない。それから似通った機能があちらこちらの施設にある。例えば、図書館は本を貸すだけではなくて、学習スペースやイベント発表、交流会、子供の読み聞かせもやっている。でもその機能は公民館の中でもできるかもしれないし、集会所の中でもできるかもしれない。というようなことで、どの施設でどんなことをやっているのかという因数分解して申しましたけれども中身の分析をすると、いろいろ今まで考えてきたことと違う実態が浮かび上がります。例えば、図書館が一番使われている施設ですが、大規模な市で無作為抽出の市民アンケートをとると、図書館を使っている人っていうのは、10%前後しかいない事実がわかります。あとはほとんど利用しないか、全く利用しないか。図書カードというものはコンピューターで管理されておりますので、その自治体に住んでいるかどうか、それから男女別、年齢別、貸し出しの回数ということで整理して、個人情報無しに全部データとして集約しますと、まず、貸出登録は地域の方々には20%。でもその中で貸し出しの回数、年1回でも借りた人はその半分つまり1割しかいない。このデータ分析によって先ほどのアンケート結果と全く一致することがわかります。さらに、使っている人の1割の方が9割の図書を借りているという実態がわかった。つまり、ヘビーユーザーの方が使っていて、だからやめるっていうことでは無いですが、そういう実態だということです。さらにこのヘビーユーザーの中の1割の方、人口で0.1%の方が、年30回以上来て、この方のプロフィールは、高齢の男性と30代の女性に分かれます。いろんな年代、いろんな性別で漏れなくということではなくて、高齢男性は、今の団塊の世代の方々には会社人間だったので、地域に戻ってくると、居場所がないので図書館に行く。それから30代の女性は子育てなので、絵本だとか、紙芝居、育児書を頻りに借りに来る。こういった実態を調べてみますと、様々な施設というのが、今までのイメージと違うものだなというのがわかります。さらに、皆さん方もご関心あるかもしれません。公民館、実は公民館を調べてみたら、公民館を使っている人はほぼいなかった。変ですね。公民館は毎日何人かの方が使いますが、すべての方が、ほぼすべての方が和室だけ使って帰る、多目的室だけ使って帰る、調理実習室だけ使って帰る、会議室だけ使う。公民館全体として、その集合体として公民館を使う人はほぼいなかったという事実がわかりました。さらに、この使っている割合がどのぐらいかというのを利用届が出ておりますので、人口10万人のある自治体の郊外の公民館で調べましたら、30ほどのグループが週に1回、ないしは月に2回程度で使っているだけに過ぎない。で、一番使っているのはホールで30%、あとは和室で囲碁将棋の方が使って25%、後は15%、1%未満のところがいっぱいある。つまり、部屋として使っているのだけれども、一つ一つの部屋はせいぜい1週間、2時間ずつ1グループが使っているにすぎないということをもとめると、こうした、多目的室を作って3分割で使えて、そこに畳の小上がりがあったり

キッチンがあったり、机椅子を収納するような倉庫があるとこれだけですべての活動をまかなえて、なおかつこれでも 50% 以上の稼働率です。だったらこれを小学校の中につくると、天井を低くつくれば、小学校にとって今、熱中症に非常に先生方が困っておりまして、6月から10月までの間の暑い時の運動場として、この多目的室を涼しいところで使うことができるかもしれない。ということで、学校の施設の中にこういった多目的室を入れ込むというようなこともあるだろうことでもあります。つまり学校の施設も、これから統廃合が進む。学校の施設は、非常に広い土地と建物がありますので、検討してみると、ありとあらゆる用途に使えるということが判明したということでもあります。そうした中では、これから学校の姿も、教室のあり方も変わってくる可能性がある。或いは教育のやり方も変わってくるかもしれない。オンラインになってみると、毎日授業する必要があるのかどうかという議論にすらなっていく。それから教育の機能は社会性を養う機能と、知識を身につける教育ですから、知識を身につける方は実はデジタル教材、AI教材、ゲーム教材の方が効率的になってくるかもしれません。まだわかりません。社会性を養うのは、学校でなければできないということで、この機能を分化してみると学校のあり方も多分変わっていくだろう。そんなことを考えますと、もう一つ大きなことは、役所の庁舎であります。実は、ある自治体から言われてですね、庁舎の面積を、大幅に縮減するにはどうしたらいいかということで相談を受けて、そこで分析をしてみました。役所に来る人の8割は証明書の発行です。2割が福祉だとか、その他の相談に行きます。この方々の相談の窓口を、これからのテレワークといいますか、オンライン化とそれから、コンビニなど、マイナンバーカードで住民票、印鑑証明、戸籍その他全部発行できますので、地域に分散化した窓口で対応する。これの一部はコンビニエンスストア或いは学校の施設を使う。ということで、地域の活動拠点の中にこういった窓口で、四、五名或いは二、三名の職員を配置して地域担当として、お年寄りが来たときには、画面で対応ができないのでその職員がお手伝いしながら本庁舎の福祉の窓口とオンラインで結んで様々な相談をするということになると。これが順調に進んだとしたら、10年後に、市町村の庁舎には市民がなくなる可能性があるわけですね。少なくとも5年後ぐらいには多分6割ぐらい減ってしまうでしょう。そうすると、今、1階に窓口と、カウンターとがありますけれども、これがいらなくなってしまうたら、役所の1階というのは、いわゆる市民活動のための公の施設で開放してもいいかもしれない。窓口がなくなれば、二階以上を執務室にして、廊下とカウンターがなくなると、実は面積的には3割を占めておりますので、庁舎の面積を拡大することなく、市町村の職員は二階以上に、オフィスビルとして使って、効率よく面積が使える。1階部分は住民に開放してしまう、或いはもっと、地域のコンビニや様々な施設の中に分散化をしていくということもこれからのデジタル化の社会では考えられるだろう。となると、施設を持っている必要があるのかどうかという根本的な問題にもなりますし、さらに細かく見れば、施設をつくって、あとは民間施設、或いはリース物件で使うというようなことの組み合わせというのも、庁舎や学校で十分可能になるというのが今

の理論的な仮説です。実態でこういうふうに進むかどうかはさすがに私も役所経験者ですから、簡単ではないってことは百も承知ですし、何年かかかるだろう。でも、マイナンバーカードがどこまで進むか分からないですが、少なくともコロナでデジタル化に拍車がかかりまして、皆さんもオンラインでの会議に大分慣れたのではないかと思います。私も3分の1ぐらいはオンラインの会議になってしまいました。そうすると時間が節約できる仕組みで効率的になる。もちろん、対面でやらなければならないものもある。というようなことで、一気にこのコロナによってデジタル化、オンライン化というのが進んでくる可能性が見えてきているので、5年、10年先には施設のあり方も変わってくるだろうと。そういったことで、民間にも様々な知恵を借りながら、一緒になって取り組んで、民間の知恵と資金を活用しながら、地域の方々にとっては利便性が高く、効率的な行政が進むというのが、私はどこかでそういったことを追求したいなと思っておりますし、おそらくこの10年で相当に変わってくると私は解釈しています。その辺は皆さん方のご判断になると思いますけれども、そのようなことで様々な本、記事を書いてございますので何かの機会がございましたら、ぜひ見ていただければというふうに思っております。ちょっと時間が超過してしまって申し訳ございませんが、私の話題提供はここで終わらせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

【司会】

南様、大変貴重なご講演ありがとうございました。せっかくの機会でございますので、ご講演いただきました南様へのご質問のお時間を設けたいと思います。ご質問ございましたら、係員がマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。南様、遠路いらしていただいておりますので、ぜひ、ご質問或いはご意見等、ございましたら、いただければと存じますがいかがでしょうか。小紫市長よろしくをお願いいたします。

【小紫生駒市長】

南先生、大変面白いお話ありがとうございました。最後の学校の利活用のところっていうのも非常に面白いと思っていて、生駒市は自治会館を活用して高齢者でも歩いて行ける場所にできるだけ、小規模・多機能なものをつくっていかうとしておりますけれども、今、文科省もコミュニティスクールって話もありますので学校の教育のプログラムを地域の人の力を借りてっていう側面もありますが、逆に、学校拠点として地域活性化、地域のいろんな機能をつけていくというような両面があるのだというふうに思っております、大変参考になりました。ただ先生ご案内の通り非常に学校施設っていうのは、部外者の方の立ち入りっていうのは非常にデリケートで、センシティブなところもございます中で、全国でこういう自治体のこういう学校でその辺りのセキュリティ問題でありますとか、逆に、セキュリティも大切ですけれども、実際に学校使われている外部の方と子供たちとのコミュニケーションがあるところにコミュニティスクールの一つの意味もあると思っていて、完全に遮断するっていうのは何かもったいない気もしますが、その辺りで非常にうまくいっているような事例とか、そういうものがございませ

たら教えていただければ大変今後の参考になるかと思います。よろしくお願いいたします。

【南教授】

ご質問いただきましてありがとうございます。私が行った中で一番典型的に学校のセキュリティと活用についてうまくいっているなど思ったのが、先ほど包括委託で出した兵庫県の明石市でした。人口 30 万ですから皆様方の参考にならないかもしれませんが、もともとあそこは神戸、姫路からの人口流入等々がありまして、住宅地として相当発展したので、コミュニティがなかなか保てないということなので、当初、昭和 40 年代に中学校には必ずコミュニティセンターを併設するという方針を作って、全中学校の体育館の 1 階はコミュニティセンターで 2 階は中学校の体育館というのを標準仕様にして、ほぼ全校に作った。ところが、今から 10 数年前に、中学校は広域的すぎるので小学校の方が防災上も含めていいだろうということで今度は小学校にコミュニティセンターをさらに併設する方針を立てまして、今全校に併設されております。ただ後から作っているものですから、体育館の下にというのはなかなかできないので、空き教室を使ったり、それからちょっと別の建物棟を建てたりってことで対応して、全校にコミュニティセンターができております。つまり、小中学校でコミュニティセンターができると。市民の活動はそこですべて集約されてしまうのですね。なおかつ、コミュニティセンターですから、授業の時間帯も使うことがあります。ですけど、セキュリティの問題についてはほとんど問題が起こってない。どういうことかということ、いくつかの小学校でその問題が起こりそうなところは、警備員として学校の中を巡回していただくとかいうような対応をとって、トラブルが 1 件も起こっていないという状態です。それからセキュリティの問題は大阪の池田小学校が 20 年前に、大変な事件が起こりまして、それ以後セキュリティが強化されておりますが、実はセキュリティが必要なのは、子供たちのいる時間ですね。子供たちのいる時間ってというのは、平日の大体 8 時から 4 時ぐらいまで、小学校の場合です。それから、土日、夜間は子供はいません。夏休みもいません。ということで考えると、子供たちのいる時間ってというのは、24 時間 365 日考えると、わずか 2 割弱しかないです。そのセキュリティをしっかりとる。それから、教員室とクラスルームは絶対に開放しちゃいけない。これはもう教育の場ですから。だけど、体育館、校庭これは大分開放されている例がほとんどですけれども、その他、理科の実験室とか図書室だとか、音楽室だったら開放しても問題ないだろう。この開放について、今一番問題なのが、校長先生の管理責任という規則があって、ここがなかなか難しいですが、自治体によっては、学校施設使用規則というのを作っています。学校管理規則というのは、これは標準型で全部校長先生の管理です。ところが学校施設使用規則というのを定めた自治体がいくつかありまして、ここは使用規則の中に、使用に対する管理者は、もちろん校長先生の場合もあるのですが、これは少数派で、首長部局、教育委員会事務局が扱うとかいろいろな団体がやるということを規則で定めて、そこが予約の受け付けから料金を徴収することまでやっている自治体が幾つかあります。つまり、法的にはそういった取り決めをすると、校長先生、

教頭先生の負担がぐっと減ります。やはり先生方は、鍵の管理、予約の管理ってことはできないものですから。それを、市役所、町役場、村役場で代行してあげる。職員ができれば当然民間会社を使っても構わないだろう。というようなことで、こうした事例は別に法律違反でも何でもないですし、実態的には相当数に上っていますので、今申しあげましたように、学校の施設を使うときにはセキュリティに気をつけるけれども、子供たちのためのセキュリティですから、時間は限定、それから必要に応じては地域の方をお願いして、コミュニティセンターの使い道をやると。むしろ、セキュリティは向上します。

なぜならば、先ほどの公民館の事例のように、使う人が限定されていて、この人たちが使っていることによって、学校の安全をむしろ保てるのですね。危ない人が入ってきた時にすぐに対応できます。というようなことで、ソフトなセキュリティということも考えられなくもない。そんなことで、一番典型は先ほど言ったように、明石市のコミュニティセンター、その他に、中山間地にある小さな小学校の場合には、地域の方々が全部参加して、虫取りやら稲を植えたりやらいろんな活動を、町の方々が全部加わって、複式学級になるような小さな小学校ですけれどもその交流事業といいますか教育的な効果をうんと上げているという事例もいくつか散見されております。そんなところで、工夫次第では、様々の取り組みができるのだなっていうのを今実感しているところがございますので、ぜひ皆様がたもご工夫をしていただければと思っております。

【司会】

ありがとうございます。その他ご質問いかがでしょうか。

【清原河合町長】

河合町の清原と申します。よろしく申し上げます。河合町内では、昨年、第2小学校と第3小学校が統合しまして、第3小学校の跡地ができました。町内では、中央体育館とか中央公民館が老朽化しておりまして、ファシリティマネジメントの方で公民館とか体育館をそちらへ移していこうかなということで、今ちょっと動きかけております。それから、第2弾で、地域のそういう人たちの開放等とか、それから、若手の企業がおられますので、そういう部分を3期か4期ぐらいに分けて、ファシリティマネジメントで計画しているのですけれども、一番気になるのは、その地域の人たちへこれから説明もしていく、パブリックコメントとか、そういう段階に入ってくると思うのですけれども、もしそういう取り組みされている前例があれば、もともと学校だったところが変わってきますので、そういう部分で、地域の方の反応とか、今までございましたらちょっと教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【南教授】

学校の統廃合は皆様方もご承知のように特に小学校の場合には、卒業生が周りにいて、学校の統廃合をしようと思うと、自分が出た学校がなくなるっていうのは、非常に寂しい思いがするし、何とか残して欲しいという卒業生というのはお年寄りの方が多いのでなかなか意見がま

とまらない。一方で、子供の数が少なくなると教育のレベルが下がるのではないかと心配をしている親御さんは、早く統合して欲しいという気持ちも持っているのですが、地域の中の話合いになるとやっぱり長老の方々の方が、意見が強いということでなかなかまとまらないというのが今まででした。そこで、ある自治体で小学校の統合は一切しない、小学校を守りながら進めるのだという市長さんがいらっしゃって、それは私も下手なトラブルを起こすと大変なので賛成していたのですが、つい最近会って、1年、2年地域に入ってきて、聞いてみたら、実は統廃合を進めて欲しいという意見の方が多くなったというのです。その理由をいろいろ見てみると、地域の長老さんたちが、こういう言い方をすると大変失礼な言い方ですけど、かなりお年を召されてきて、やっぱり10年経つと環境が変わるのですね。というようにところで、今は積極的に統合を進めたらどうだっていう、一部ですけれども、そういった考えも出てきました。というようなことで、地域の方との合意形成って非常に難しいのですが、今、元気な方は大体、町内会長をやったり、消防団長をやったり、何とか会をやったりと1人何役もやっている方々がいて、その方たちがやっぱりノスタルジー持っている。自分たちのやり方ということなのですが、あと5年、10年経つてくると、代が変わるのですね。となるとやっぱり意見も変わってくる可能性があるということで、私がいろんな自治体にアドバイスをしているのは、トラブルがあって反対意見があるところはちょっと後回しにしたらどうですか、むしろ、これでもいいよというようにところから先に、先ほど言ったその多目的室を作るだとか、学校開放するときにはもうちょっといい教材をきちっと用意するだとか、いろんなことで先行するところを増やしていく。という、それだけでも、軽く四、五年かかりますので、そうこうする間に、事例を見たらそっちの方がいいだろうという方が増えるとか、それから反対している人も諦めてくれるとか、大変、非科学的な取り組みになるかもしれませんが、現にはそういったことが起こり得るというので、今ある現象を5年、10年経ったらどうなるのかっていうのを代替わりも含めてご検討いただくと、回答が見えるかもしれないというふうに思っております。

【司会】

ありがとうございました。そうしましたら荒井知事から一言コメントいただければと存じますがいかがでしょうか。

【荒井知事】

南先生ありがとうございました。いろいろとこの分野のことを考えるのに、いろんなヒントをいただいたように思いますが、まだ十分、頭の中でこなされてないのですが、まちづくりとも関係しますので、今の時点でちょっと思いついたことをご披露して、次の勉強につながれたらという程度のことでございますけれども。例えば、ファシリティの老朽化というテーマですと、これは、公的な利用をする施設ということになりますが、施設を中心にファシリティという検討に入ったのですが、実は、市町村でも、県でも、行政のサービスの新しいあり方を追求する中で、その施設のあり方ということも考えてもいいのかなあというふうに思いま

す。施設の老朽化だけだと、そのリニューアルをするというだけでございますけれども。業務のリニューアルですね、施設のリニューアルだけじゃなしに、業務のリニューアルっていうこともあるのではないかなというふうに思い始めております。じゃあどういうことなのかということで、私も考えはまとまってないのですけれども。例えば、住民サービスの中で、県と市町村でちょっとその内容は違うように思いますが、はっきり分かれておりませんが、住人サービス、つまり、そこに住んでいる、現住所がある人へのサービスと訪れてくる人へのサービスとはまたちょっと違うように思います。ですから住人サービスは、これは市役所が多いですけども、市役所にその窓口をつくって、訪れる人に担当がサービスするということになりましてけれども。国が市町村の担当にどんどんとあれやこれをしなさいと業務をおろしてきた結果、細分化されて、組織が分かれて、時間的に常に忙しいわけではなしに、住人が来る時に忙しいというような、業務の不均一性、偏在があるようにも思います。すると、住人との接触を、どのようにしてサービスを提供するかという中で、例えば、むしろ市役所サービスを、誰がどの窓口に行きなさいというのではなく、窓口を一本化すると。例えば、福祉という窓口であれば、年金の相談でも、医療の相談でも、いろんな経済の生活保護の相談でも、住宅の相談でも、何でも相談しなさいよという窓口をつくるというような考え方が、今、出始めておりますけれども、それをさらに延長すると、役場に来られなくていいですよ。町の中に市の職員が時々出張しますよ、町中の交番ですね、住人サービス交番というような、そのサービスのノウハウが入ったパソコン一台を持っていけば、おばあちゃんがそこに役場の人 cameたら、おばちゃん何の相談ですかということをもみんな聞き取ると。一次接触者っていうことで、一次接触をする。役場に行って何を言えばいいか分からない人が多くなっていますが、その窓口が町の中にあるというようなことをすると、そこでパソコンの中にいろいろ打ち込むと、それをまた、おばあちゃんに返事をしますよといったような、出張サービス、交番サービスというような住人サービスがあるかと思えます。その時に住人かどうか、役場の人もだまされるかもしれない。このときはマイナンバーがやはり必要かと、IDが必要かというふうに思います。サービスしますから、マイナンバーとって、あなたは何々町の、れっきとした住人だということは確認させていただきますからねということを、その場でできるような、顔写真でもいいのですけれども、そのようなサービスの形態が出てくるとすると、役場っていうのはそんなに豪勢につくらなくても、データセンターがちゃんとあれば、相当対応ができるというような判断はできるわけでございます。そのような住人サービスの一つのこれからは、施設のあり方にも随分関係してきます。

もう一つは例えば、今度は住民サービスということで、集客施設になると、県がつくるのか、市町村がつくるのかはわかりませんが、先ほど話題になりました図書館とかですから、プールとかスポーツ施設、公民館、学校というような施設は、誰がどのように運営するのかというようなタイプのサービスの内容をどのように考えるのか。すると配置というのは、学校の統廃合があると、どんどん学校の位置が遠くなる、場所が変わる。その都度、投資をするということ

になりますけれども。むしろ、アクセスを考えると、アクセスがよければどこでもいいと。例えば学校でいきますと、学校はその施設をつくって通ってくださいと、通ってきたら教育をしますよということですが、江戸時代は寺子屋で、近くのお寺でやっていたわけですね。お寺っていうのは公民館がわりですから、そこに学年を問わず集まって、お坊さんだけでは無しに、町の人が教えていたと。今、新しい寺子屋みたいなことができないかと。学校の施設は、教室があって、運動場があって、門があってというようなことですが、むしろ、小学校は避難所とか、公民館を主として、生徒も来ることがあるのですよというぐらいの発想になれば。すると生徒はどこで勉強するのだと、それはまとめて、方々へ行って勉強するのだと、学校に来て勉強するだけが能じゃないというようなことになり、特に就学前教育になりますと、学校で教えることはないのですね、就学前は教えることはない。遊んだり、音楽を聞いたりするのが、学び、育みだから。そのように低学年ぐらいまでは教えないというようなこと、これは文科省と考え方が異なるわけですが、あまり教え過ぎて、あしなさい、こうしなさいと言われて、今、変な時代になってきているような気がしますので。その子供の家庭の時間に応じて遊びに行こう、子供食堂によろう、いろいろしようと、そういう発想をすると、例えば、シングルマザーはすごく子供を預けやすいというような感じにならないか、共働きになってきたときには、それに合わせた学校ということができないかというような発想に繋がりますと、それは施設のあり方が全然違ってきます。今、子育て条例というのを県の条例としてつくろうかと思って勉強しておりますが、学校子育てではなしに、地域子育てということについて、この前東大の教育関係の先生2人と勉強会をしましたけれど、そのような発想をどのようにしようかと思っております。社会子育てというような、社会が子どもを育てるのだという、またその施設のあり方も随分違って来るように思います。それから図書館について、先ほど利用が少ないとおっしゃっていましたが、県内には立派な図書館が多いですね。郡山も立派だし、田原本に行ったら青垣生涯学習センターというのも立派な図書館で。それと今、民間で蔦屋というのが、奈良市にできてはやっていますけれど、本屋とスターバックスと中川政七商店で、人がどんどん来て、楽しそうにしているのですよね。だから、図書館というのは本がないといかんのかと。今どこでもデジタルの図書検索機がありますけれども、案内する人とそのデジタルの図書検索機があれば、どんな本を探しているのか、この類いのこのような本と言えば、すぐ検索してくれて、県内でどっかにありますよと。その図書はどっかにありますよ、貸し出しができますよと。すると、今日は読めないけれども、明日には届きますよ。マイナンバーがあって住人だと（証明して）、本を貸して欲しいというと、Amazonみたいなじゃないけれども、明日に届きますよと。家で読めますかそれとも、蔦屋、スターバックスみたいなところで読めますかって。すると、町の図書館というのは本がない図書館になると。どこかで（申込を）聞いて、そこに行くからそこに置いておいてもらったら、本を取りに行くからといったような形で、そこで読むか、持って帰ってまた返すというような図書館というような。

図書の実物管理ってなかなか大変ですので、集約して図書館をすればどうかという発想でありますけれど。すると図書館の運営形態も変わってくる。田原本の立派な図書館も図書がなくなるとものすごく立派な施設として利用できるといったような発想になるわけでございます。それから公園では、県の馬見丘陵公園がありますが、おじいさんやおばあさんの遊び場、運動場として役に立つ。花を植えると、健康増進になるという発想ですけれども。それと、あと必要なものは温水プール。競泳プールが中心でしたけれど、温水プールは、これから必須になるのかなと思う。温水プールがあると健康増進になる。温水プールをつくるのは大変だけれど、ゴミを燃やして燃料にして、その熱源があると温水プールはできるよと。ゴミを燃やすのと温水プールは一緒にするのが不可欠だというふうになると、温水プールがあるのは嫌ですかって言ったら、いやあったほうがいいよというふうになると、じゃあこのゴミも近くで燃やしますよということ、住民の同意があると、その施設の内容が違ってくるといったような発想であります。それから医療で、高度医療とクリニックの周りの病院は、皆先生方は儲かるところで好き勝手に建てるのですね、駅前のビル街のような夜に人がいなくなるところではなく、住宅地に医院があると助かると。住宅地にもその何々医院と書かなくても、何々住宅地クリニックと書いて、医者は変わっても、常に先生がいるというような医院にするというような発想になると、とても助かると。医師の派遣は、公立病院から派遣してもいいと、或いは医師会から派遣してくれてもいいのですけれども。私はもう家があるのでという人がおられますから。しかし、たまに来ていただいてもいいから、コロナでいろいろ派遣して、ワクチンを打ちに来ているのをならって、住宅地に医療があれば助かるなというような。何々先生ところに行くのではなしに、そこでまず診てもらおうという。学園前の駅前に、URの住宅地に病院をつくったのは、これは病院にもよかったですね。それから、住宅地にもよかったというようなことがあったりして、住宅地にクリニックと商業施設があると、随分その住宅のレベルが上がってくるように思います。それから、公営住宅は市も県もどのようにしていくのか、これからの課題ですけれど、桜井市の大福は、県営住宅を集約化して、その跡地をどうするのか、桜井市と協議中であります。また公営住宅の集約とその空いた土地をどうするのかというのは、御所市の県営住宅をどうするかというように、個別の課題で学校とか公営住宅というのが一つの課題になろうかと思えます。後は、家におられる方に、宅配とか移動のサービスをした方がいいとなると、施設をつくる代わりに、買い物を注文したらどこへでも宅配するよというようなサービスをする方が、家におられる方は喜ぶのではないかと、地域Amazonをつくるというようなことになると、物流会社を雇って、共通の物流会社で宅配する。コロナ時代は、宅配サービスがあると、家でおいしいものを食べるということになりますので、配達屋を公的な支援をしてつくるといったような発想になると、それはコロナが終わっても、家でおいしいものを食べられるような、あるいは買い物をする、新鮮な果物が届くようなサービスというように、いろいろなサービスの仕方が変わってくると、従来の行政サービスの老朽化施設を更新するだけじゃないよという方が、

将来効率的かなというふうに思ったりします。そういうことも勉強したいなと思っていたので、今日は南先生のいろんな意見、発想の中で、まだまとまりがつかなくて余計なことを申しましたけれども、そのようなことも勉強のテーマにできたらいうふうに改めて思いました。また一緒に勉強させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。改めまして本日大変貴重なご講演をいただきました、南先生に今一度大きな拍手をお送りいただければと思います。南先生ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上でファシリティマネジメントの推進を終了いたします。続いて私の方から、情報提供を2点、簡潔に説明させていただければと思います。

【浅見市町村振興課長】

資料の4、企業版ふるさと納税の推進につきまして、説明いたします。資料の1枚目、制度の概要でございます。地方創生のプロジェクトに対しまして、企業様に寄附いただいた場合に、令和2年度の制度改正で、税額控除が非常に有利な形になっているというご紹介でございます。続きまして2ページ目、3ページ目、連絡協議会を今年の2月に、県と市町村一体となって、オール奈良県体制のプラットフォームということで立ち上げをさせていただきました。体制については、3ページをご覧ください。4ページ目でございますけれども、今年度の実施事業でございますが、②情報発信事業ということで書かせていただいておりますが、本日お手元にもコピーをお配りしてございますけれども、県と各市町村の地方創生のプロジェクトをまとめた企業版ふるさと納税による寄附獲得のためのPRパンフレットを作成させていただきました。各市町村におかれましてはご協力いただきまして、この場をお借りして御礼を申し上げる次第でございます。県と県内市町村ゆかりの企業様などにこのパンフレットをお送りさせていただきまして、そういった企業様に寄附の呼びかけをいたしまして、11月2日になりますけれども、オンラインで企業と県内市町村とのいわば出会いの場を創出するために、「企業×自治体マッチング会」というものを開催させていただきます。

登壇市町村につきましては、すでにご応募を締め切らせていただいておりますが、県内15の市町村にご参加をいただく予定でございます。三宅町長様と河合町長様には、町長様自らご発表をいただけるというふうに伺っております。大変感謝をしております。参加企業につきましては現在、募集中でございます。こちらが10月末の締め切りになってございます。まだ募集中でございますので、ぜひ各市町村長の皆様、ゆかり企業等繋がりのある企業等ございましたら、ご参加を呼びかけていただけますと、大変ありがたいなというふうに考えてございます。最終ページでございますけれども、寄附獲得に向けたプロモーションということで、寄附のきっかけとして、創業地や工場の立地する自治体の事業の応援、或いはかねてから自治体と関係が深く、事業の趣旨に賛同される場合というのもございますし、加えて、首長の皆様のトップセールスをきっかけとして、寄附をしていただく場合もあるというふうに承知をしてご

ございます。企業の認知度も、この企業版ふるさと納税制度、非常に高まってきておりますので、ぜひ皆様によるトップセールスを初めとして、県と市町村が一体となった協議会の取り組みに引き続きご協力をいただければというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それから2点目の情報提供でございますけれども、先般の今年度第1回の奈良県・市町村長サミットでテーマといたしました市町村財政の健全化でございますが、5団体と合同勉強会を開催させていただいているということで、先日ご報告をさせていただきましたけれども、先ほど、このサミットに先立ちまして、宇陀市様、平群町様、河合町様の3団体と財政健全化計画の策定に関する覚書を締結させていただきました。各市町の取り組みにつきましては、次のページ別紙の方に、主な取り組みを記載してございます。こういった取り組みをしていただくことによりまして、5カ年で、令和元年度比の経常収支比率、5ポイント減の財政健全化計画を各市町におきまして策定できる見込みとなつてございまして、その後ろにつけてございますけれども、覚書という形で、3団体と締結をさせていただいてございます。また、残る奈良市様、それから五條市様におかれましても、前向きに行財政改革の取り組みを進めていただいておりますことを改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。引き続き、県内市町村の財政健全化に向けて、県としても合同勉強会の開催などを通じて、ご支援させていただきたいと思つてございます。引き続き、どうぞよろしく願いをいたします。非常に駆け足で申し訳ございませんが、私からの情報提供は以上でございます。

【司会】

時間も超過してございますので、これもちまして、令和3年度第2回奈良県・市町村長サミットは終了とさせていただきます。次回のサミットにつきましては、詳細が決まりましたら、また改めてご連絡をさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —